

時間外労働時間別（1 か月平均）は、20 時間未満 8 件、20 時間以上～40 時間未満 4 件、40 時間以上～60 時間未満 8 件、60 時間以上～80 時間未満 6 件、80 時間以上～100 時間未満 9 件、100 時間以上～120 時間未満 16 件、120 時間以上～140 時間未満 10 件、140 時間以上～160 未満 5 件、160 時間以上 6 件、その他 4 件でした。

参考文献

厚生労働省 平成 30 年度「過労死等の労災補償状況」

【2】自殺について知ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◇社会全体の自殺リスクを低下させる取組み [令和元年版自殺対策白書] ◇◇◇◇◇◇◇◇

厚生労働省は、7 月に「令和元年版自殺対策白書」を公表しました。本書では、第 3 章に令和元年度の自殺対策の実施状況がまとめられています。今回はこの中から、「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組」を取り上げてご紹介したいと思います。この項目は下記の 20 があり、非常に幅広く数が多いため、紙面の都合上今回は 1～2 に絞ってまとめます。

1. 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
2. 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実
3. 失業者等に対する相談窓口の充実等
4. 経営者に対する相談事業の実施等
5. 法的問題解決のための情報提供の充実
6. 危険な場所、薬品等の規制等
7. ICT を活用した自殺対策の強化【一部再掲】
8. インターネット上の自殺関連情報対策の推進
9. インターネット上の自殺予告事案への対応等
10. 介護者への支援の充実
11. ひきこもりへの支援の充実
12. 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
13. 生活困窮者への支援の充実
14. ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等
15. 妊産婦への支援の充実【一部再掲】
16. 性的マイノリティへの支援の充実
17. 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化【一部再掲】
18. 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知
19. 自殺対策に資する居場所づくりの推進
20. 報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知

1. 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

「こころの健康相談統一ダイヤル」(0570-064-556)。31年4月現在、55自治体(全都道府県、札幌市、さいたま市、川崎市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、熊本市)が加入、平成30年の相談件数は約5万1千件となっています。

「よりそいホットライン」(0120-279-338)。本事業では、地域の支援組織等と連携しつつ、「暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いてほしい方」、「外国語による相談」、「性暴力、ドメスティックバイオレンスなど女性の相談」、「性別や同性愛などに関わる相談」、「自殺を考えるほど思い悩んでいる方」など、様々な相談を受け、必要に応じて他の支援機関につなぐ同行支援なども行っています。

厚生労働省では、「支援情報検索サイト」へ情報集約を図り、相談窓口を周知する取組を実施しています。従前PC用ブラウザにのみ対応していたものを30年4月からスマートフォンにも対応できるようシステム改修を行った結果、対前年度と比較して倍以上のページビュー数(29年度:82,402PV、30年度:168,186PV)となりました。

平成29年11月以降、自殺願望を表す用語が検索された場合等に適切な相談窓口を案内する取組の実施を検索事業者及びSNS事業者に対して要請した結果、厚生労働省HPの相談窓口情報のページの掲出、事業者が提携している支援団体の相談先の掲出等の取組が進みました。さらに、自殺総合対策推進センターでは、同センターのWebサイト「いのち支える」の中に「いのち支える相談窓口一覧(都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧)」を開設し、相談窓口情報の分かりやすい発信を推進しています。この相談窓口一覧には毎月7,500件のページビューがありました。

2. 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」は、①丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、②借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供、③多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、④ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の四つを柱としており、現在、同プログラムに沿って関係省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところです。

多重債務相談窓口については、全ての都道府県及び約99%の市区町村において整備されています(平成31年3月末現在)。また、政府では、都道府県、市区町村における取組をバックアップするという観点から、平成20年4月より、財務局、財務支局、沖縄総合事務局に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を実施しています。財務局等、都道府県、市区町村の29年の相談件数の合計は約3万5千件です。このほか、日本貸金業協会においては、貸金業に関する相談・苦情を受け付ける窓口として、貸金業相談・紛争解決センターを設けており、相談者本人のみならず、配偶者及び親族も対象として、個別に生活再建支援のカウンセリングを行っています(29年度実績491回)。さらに、「多重債務者相談強化キャンペーン2018」を30年9月から12月に実施しました。また、相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報として、平成30年度は、リーフレット82万枚、ポスター6万枚を作成・配布した。

多重債務者に対しては、まずは相談窓口等において、丁寧な事情の聴取と債務整理等の解決方法の相談・検討を行うことが重要です。その上で、必要な場合は、多重債務者に対する貸付(セーフティネット機能を有する貸付)を活用することも考えられます。セーフティネット機能を有する貸付については、消費者向けとしては生協等による取組が、事業者向けとしては、日本

政策金融公庫による経営支援と一体となった融資制度や一旦失敗した事業者に対する融資制度などの取組が進められています。また、生活に困窮している者に対する貸付制度である「生活福祉資金貸付」においては、平成27年の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に伴い、生活困窮者の相談窓口と密接な連携を図りながら、必要な貸付が行われています。

なお、今回引用した記載については一部省略・編集があります。より正確な表現については「令和元年版自殺対策白書」をご覧ください。

引用文献

「令和元年版自殺対策白書」、2019、厚生労働省、
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/19/index.html>

【3】お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◇ 精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

月曜から金曜日 9:00～21:00

土曜日・日曜日（12月29日～1月3日を除く） 10:00～16:00

Tel : 0570-064-556

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇ HP・携帯版HPをご覧ください

北海道地域自殺対策推進センターのHPを開発しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。

パソコンHP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm>

また、携帯電話で見ることができる携帯版HPも開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

携帯HP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm>

【4】編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

例年通りではありますが、9月10日～16日は「自殺予防週間」として位置づけられています。この期間中、地方公共団体、関係団体と連携して相談事業・啓発活動が実施されます。厚生労働省のホームページでは特設ページが開設されており、北海道においてもポスターの掲示等が行われます。もし見かけましたら足を止めてご覧になってみてください。

もう一点、北海道精神保健福祉センター北海道地域自殺対策推進センターのページにある北海道の自殺状況を更新しました。北海道における自殺をまとめた資料や説明会で使用したパワーポイント資料などがアップされています。日頃の自殺対策等にご利用いただければ幸いです。

いつもご愛読ありがとうございます。

次号 Vol.123 は、令和元年（2019年）9月末に配信予定です。

お問い合わせ先

北海道立精神保健福祉センター
札幌市白石区本通 16 丁目北 6 番 34 号

Tel 011-864-7121

Fax 011-864-9546

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

Mail hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp